

<b>(28) 商工観光みらい応援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 企画課商工観光係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2133	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002197.html">http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002197.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募の対象となる事業及び活動は、商工業者等の経営の向上及び利益の増進に寄与することを目的とし、補助金限度額は個人100万円、団体200万円で、補助率は補助対象事業費の1/2以内とする。ただし、ふるさと納税返礼品事業への参加事業者に限り、補助率6/10以内とする。</li> <li>・国「小規模事業者持続化補助金」「ものづくり補助金」「中小企業等事業再構築促進事業」の上乗せ支援について、令和4年3月31日までに国に申請し、国から交付決定を受けたものに限り、町の上乗せ支援対象者とする。 ただし、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に申請するものとする。</li> </ul>	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業者等がいきいきと経営できる環境づくりや販路拡大などにより、経営の向上及び利益の増進に繋がる事業または活動を行い、町内に在住または事務所を有し、商工会に所属する（商工会加入確約書を提出し、会員資格取得後、速やかに商工会に加入する者を含む。）商工業者等及び商工業者3人以上で構成される団体</li> <li>・国「小規模事業者持続化補助金」「ものづくり補助金」「中小企業等事業再構築促進事業」について令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に国に申請し、国から交付決定を受けたものは、令和4年度及び令和5年度に限り、対象者とする</li> </ul> <p>※政治、宗教等を目的とする団体及び町の施策補助金を受けてない団体以外の団体とする</p>	
<b>【補助金額】</b> 補助金限度額 個人 100万円、団体 200万円（補助率1/2以内） ※ふるさと納税返礼品事業への参加事業者に限り、補助率6/10以内	
<b>【実施期間】</b> 平成18年度～令和5年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（様式1）商工観光みらい応援事業補助金等交付公募申請書</li> <li>・（様式2）事業・活動・効果計画書</li> <li>・（様式3）団体の概要調書</li> <li>・（様式7）商工会加入確約書（商工会未加入の場合）</li> <li>・国「小規模事業者持続化補助金」交付決定者に限り、国の交付決定通知書</li> <li>・（様式8）参加確約書（ふるさと納税返礼品事業への参加事業者の場合）</li> <li>・見積書（2人以上）</li> </ul>	

※町内取扱い（施工）可能業者がある場合は、1人以上を町内取扱い（施工）可能業者から徴すること

- 規約または定款
- 会員または社員名簿（役職名を記載）
- 前年度の決算資料
- 個人申請の場合、家族構成及び経営計画書
- 必要に応じて、図版、写真等による企画提案書を添付のこと（A4版）

**【実績報告に必要なもの】**

- （様式5）商工観光みらい応援事業補助金等交付公募実績報告書
- （様式6）確約書（要綱第10条に基づく補助金返還の確約）
- 保証人の印鑑登録証明書
- 領収書
- 完成写真

**【交付までの流れ】**

①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告 ⇒⑤指定口座へ振込

※受付期間：年4回（4月末、7月末、10月末、1月末）、2月以降に申請される場合は要相談

※役場企画課へ直接持参か、商工会を経由して提出する（郵送不可）

**【備考】**

- 詳しくは、中富良野町商工会（電話 0167-44-2606）にご相談ください